

議案第12号

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
4-2141 号線	つくば市柴崎 649 番 1 地先から	
	つくば市柴崎 651 番 1 地先まで	
8-0102(P) 号線	つくば市柴崎 694 番地先から	
	つくば市柴崎 637 番 1 地先まで	

（提案理由）

土地の交換による路線組替えに伴い市道を廃止するため、この案を提出するものである。

# つくば市 6 月定例会議

## 市道廃止図面

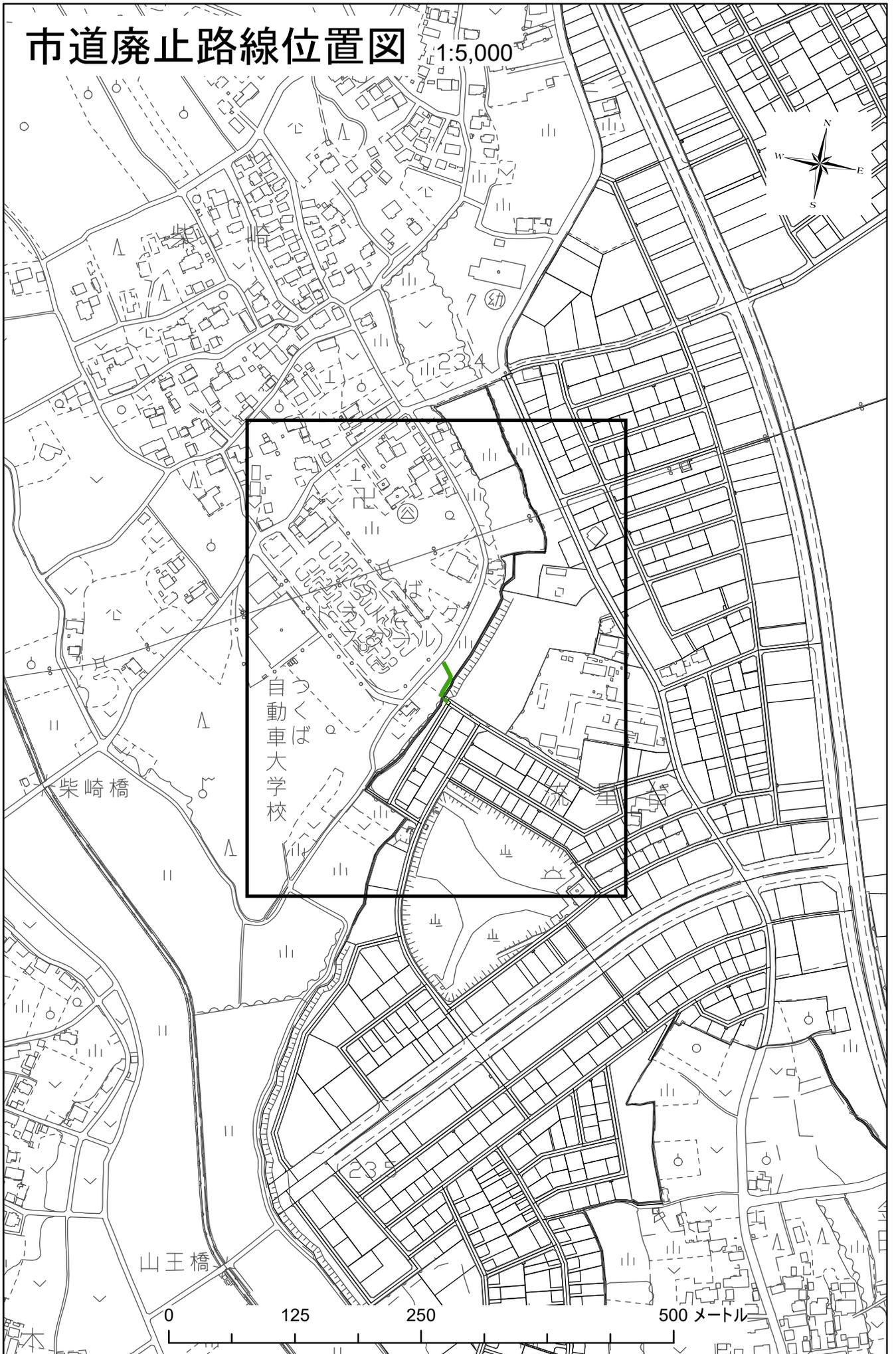


## 目次

路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
4-2141号線	つくば市柴崎649番1地先から	土地の交換による路線 組み換えのため	1, 2	37.1
	つくば市柴崎651番1地先まで			
8-0102(P)号線	つくば市柴崎694番地先から	土地の交換による路線 組み換えのため	3, 4	89.3
	つくば市柴崎637番1地先まで			

合計路線	2本
合計延長	126.4m

# 市道廃止路線位置図 1:5,000



自動車ば

柴崎橋

山王橋

0

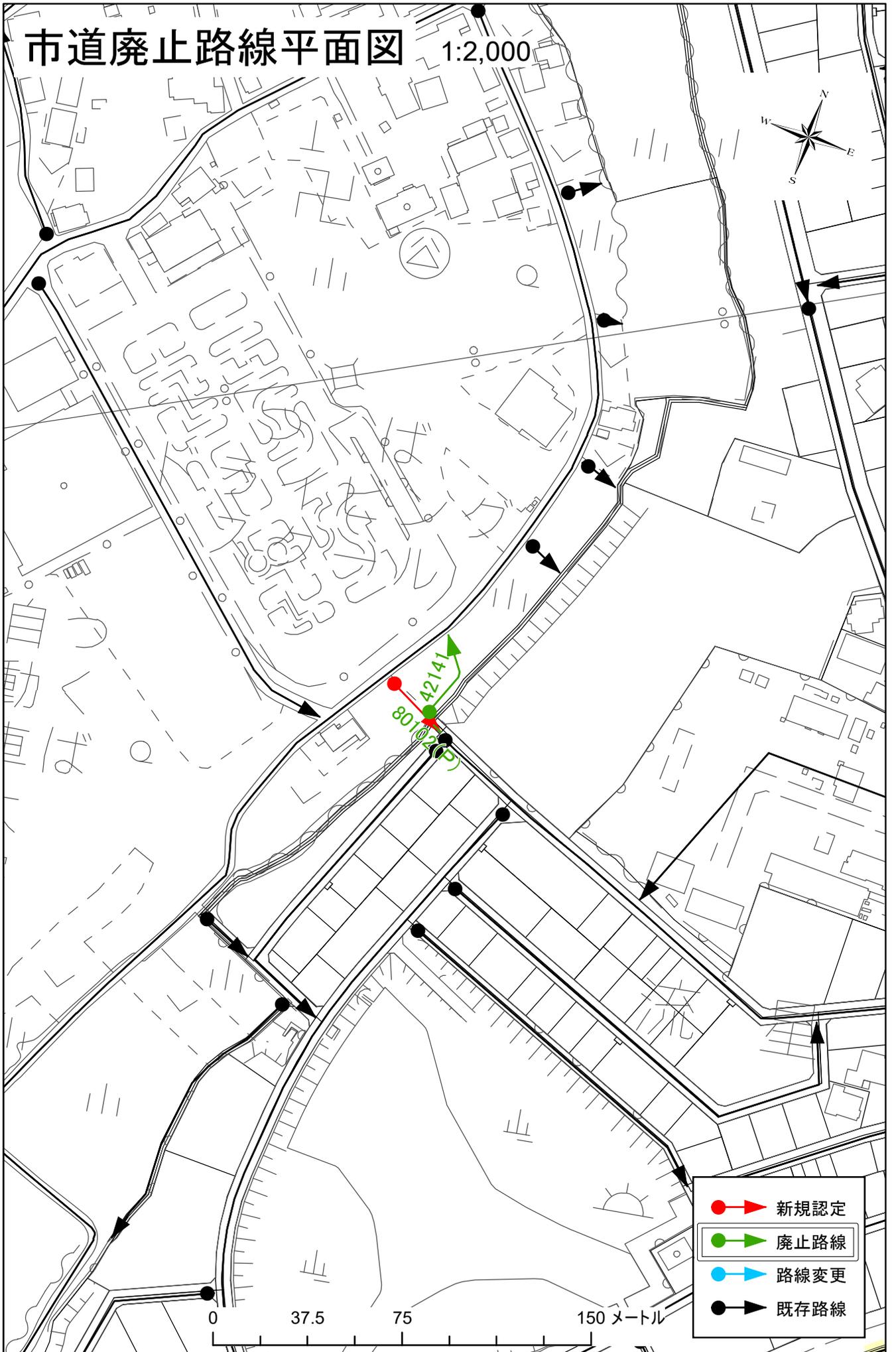
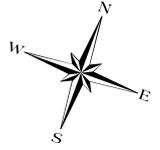
125

250

500メートル

# 市道廃止路線平面図

1:2,000



- 新規認定
- 廃止路線
- 路線変更
- 既存路線